

1. 要旨

児童生徒が安全に安心して通学できるように、新東橋本1号線の通学時間帯における車両通行の禁止について、関係機関等への協議・調整を要望するものです。

2. 理由

新東橋本1号線のすぐそばには並行する幅員約7メートルの小山田幹線があり、通学時間帯に幅員4メートルしかなく車両同士がすれ違えない新東橋本1号線を、児童生徒たちを危険にさらしながら通行する必要性はなく、また新東橋本1号線を通行する車輛のほとんどは隣接する農地に向かうものではなく、新東橋本1号線を通過する車輛です。せめて朝の通学時間帯だけでも車両通行禁止にして、児童生徒の安全を確保していただくようお願いします。

- (注) 1. 要旨・理由は、簡潔に記入して下さい。
2. 紹介議員のないものは単なる陳情書の扱いになります。
3. 請願者が2人以上の場合は、代表者を決めて下さい。

通学路、新東橋本1号線の時間帯規制に関する請願書に係る付帯意見

通学路の安全対策を推進し、子どもたちの安全を確保していくことの重要性については、論を俟たない。そして学校・教育委員会はもとより、町はこの問題について積極的に関与し、協議・調整を行っていくことは重要なことである。

一方、交通規制に関しては公安委員会の所管であり、規制にあたっては、それ相応の状況・事由が求められることも衆知のとおりである。

町道新東橋本1号線は、生活道路、特に農作業用道路としての性格を持っており、現在の利用状況等を考慮すれば、交通規制による安全対策には地元地区等の意向を十分に聴き取りながら、慎重な対応が求められるところである。

併せて、地域との協働による安全の確保も重要な視点であり、地元の方々の協力を幅広く募っていく等、町はもとより、地域住民、PTA等が一体となって、通学路の安全確保に取り組んでいくことも重要である。

平成27年3月18日

大河原町議会